

あいち森と緑づくり事業計画（案）
～「山から街まで緑豊かな愛知」をめざして～
（2019～2028 年度）

平成〇〇年〇月
愛 知 県

目次

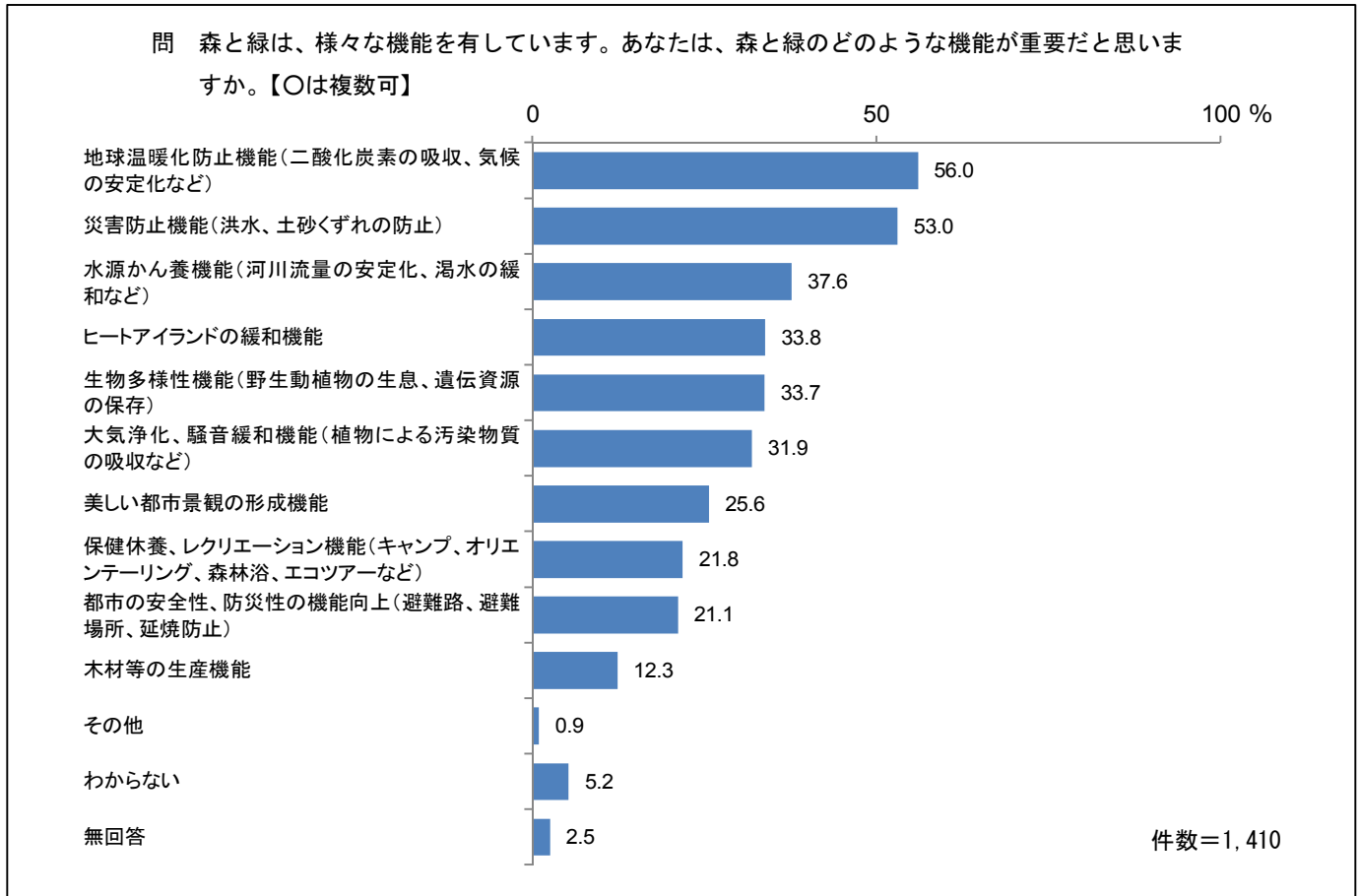
I	はじめに.....	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画期間.....	2
II	前計画の取組結果.....	3
1	森林整備事業.....	3
	（1）人工林整備事業.....	3
	（2）森林整備技術者養成事業.....	4
2	里山林整備事業.....	5
	（1）里山林再生整備事業.....	5
	（2）身近な里山林整備事業.....	5
3	都市緑化推進事業.....	7
4	環境活動・学習推進事業.....	9
	（1）木の香る学校づくり推進事業.....	11
	（2）愛知県産木材利活用推進事業.....	11
	（3）その他の普及啓発.....	11
III	森と緑を取り巻く現状.....	12
1	森林.....	12
2	都市の緑.....	15
3	県民の意識・活動.....	17
IV	将来に目指す姿.....	19
V	施策体系.....	21
VI	本計画における事業量.....	22

VII 事業内容.....	23
1 森林整備事業.....	23
2 里山林整備事業.....	27
3 都市緑化推進事業.....	29
4 環境活動・学習等推進事業.....	31
5 普及啓発事業.....	33
VIII 事業の推進体制と評価.....	35
1 事業の推進体制.....	35
2 事業の評価.....	35
参考資料.....	36

I はじめに

1 計画策定の趣旨

森林や都市の緑は、水源かん養や災害防止、生物多様性や環境の保全、保健文化など様々な公益的機能を有しており、近年、これら公益的機能の発揮に対して県民から高い期待が寄せられています。



平成 29 年度第 2 回県政世論調査の結果

一方、木材価格の低迷や生活様式の変化、都市部での開発などの社会情勢により、手入れが進まない森林・里山林の増加や都市の緑地の減少に伴う公益的機能の低下が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、平成 21 年度から平成 30 年度において、県民、事業者の皆様、県民税の超過課税として「あいち森と緑づくり税」をご負担いただき、これを財源として、手入れが行き届かない人工林の間伐、放置された里山林の整備・保全及び都市部における貴重な緑地の保全に加え、県民参加による森や緑の保全活動や環境学習などの取組を、10 年計画で「あいち森と緑づくり事業」として推進し、「山から街まで緑豊かな愛知」の実現を目指してきました。

これまでの取組により、人工林、里山林の手入れが進み、新たな都市の緑が創出される、森と緑に対する県民の意識が高まるなど計画通りの成果をあげてきました。

しかしながら、依然として手入れが必要とされる森林が多く存在していることや、都市の緑の減少が続いていることなどから、引き続き、森と緑の整備・保全に取り組んでいく必要があります。

また、近年多発する気象災害や二ホンジカによる被害への対策が必要であること、人工林の高齢化が進んでおり、成長力の旺盛な森林への若返りが必要であることなど新たな課題も発生しています。

さらに、森と緑づくりや環境活動に多くの県民が参加し、県民全体で森と緑を支える気運を盛り上げる必要があります

これらのことから、森林・里山林・都市の緑が持つ公益的機能を持続的、効果的に発揮させ、「山から街まで緑豊かな愛知」を次世代に引き継いでいくためにも、人工林の間伐、里山林の整備、都市の緑の保全・創出、森や緑の保全活動・環境学習に必要な施策を推進するため、「あいち森と緑づくり事業」を継続することとしました。

本計画は、「あいち森と緑づくり事業」で、県が取り組むべき施策をとりまとめたものです。

2 計画期間

計画期間は、2019年度から2028年度までとし、5年目にあたる2023年度に、事業評価の結果や社会情勢の変化等を踏まえ、事業内容を見直すものとします。



II 前計画の取組結果

1 森林整備事業

(1) 人工林整備事業

林業活動で整備が困難な奥地、公道・河川沿いのスギ・ヒノキ人工林において、10年間で15,006haの間伐の実施が見込まれています。特に近年は、県内の間伐実施面積の約5割を占め、間伐の推進に大きく貢献しました。

(奥地)

林道等から遠く、木材の搬出に経費が嵩むなどの理由により、林業活動では整備が困難な奥地にあるスギ・ヒノキ人工林の間伐を、10年間で9,866haの実施が見込まれています。

間伐前



間伐直後



間伐後7年経過



間伐実施箇所の様子（設楽町）

(公道・河川沿い)

作業条件の悪い公道・河川沿いの森林において、10年間で5,139haの整備が見込まれています。

特に、山間地域において、道路の凍結防止や視距の確保、倒木による道路の通行障害や配電線の切断の防止等、ライフラインの確保に貢献しました。

間伐前



間伐直後

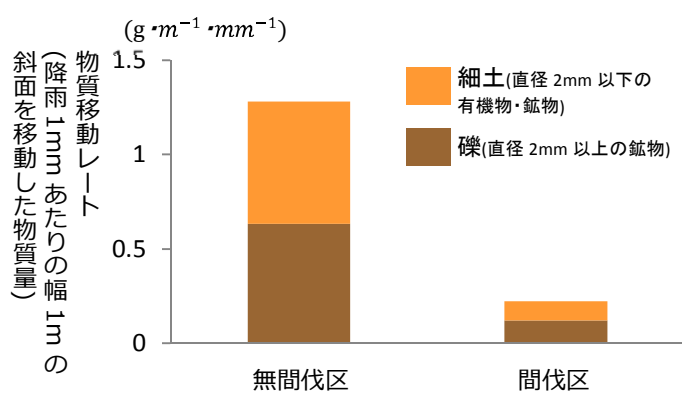


間伐後7年経過

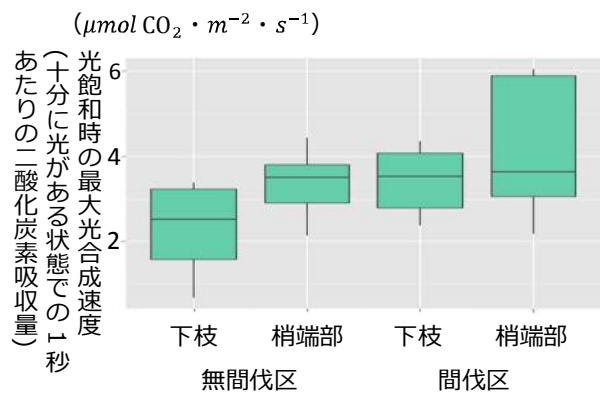


間伐実施箇所の様子（設楽町）

間伐を実施した森林において土砂移動量や光合成速度等を調査した結果、下層植生の回復による礫(直径 2mm 以上の鉱物)の移動量の減少や、光環境の改善による下枝位置での二酸化炭素吸収量の増加など、土砂災害の防止や地球温暖化防止といった森林の持つ公益的機能の向上が確認されました。



土砂移動量の調査結果



※下枝：生きている枝のうち、最も下の位置
梢端部：樹木の最も先端の位置

二酸化炭素吸収量の調査結果

(2) 森林整備技術者養成事業

地形が急峻であったり、間伐が行われずに混んだ森林や、交通量が多く、ガードレールや配電線等作業の支障となるものがある公道沿いの森林において、安全に効率よく間伐を進めるのに必要な技術を習得する研修を実施し、10年間で227名の森林整備技術者を養成しました。

このうちの9割にあたる202名があいち森と緑づくり事業の森林整備に従事しており、事業の円滑な実施を図ることができたと考えられます。



研修の実施状況 (整備方針)



研修の実施状況 (公道沿い伐採)

2 里山林整備事業

(1) 里山林再生整備事業（県事業）

長年手入れがされておらず、竹の侵入や枯損木の発生が著しい里山林について、10年間で71箇所の整備が見込まれています。

森林整備に加え、丸太柵工など簡易な防災施設の設置を進め、森林の持つ防災機能の向上に貢献しました。

間伐前



間伐直後



事業実施箇所の様子（西尾市）

(2) 身近な里山林整備事業（市町村事業）

地域の実情を踏まえて市町村が行う里山林の整備を支援し、10年間で127箇所の整備が見込まれています。

(提案型里山林整備事業)

市町村とNPO等活動団体が協働・連携して行う里山林の保全活用のための森林整備・施設整備が、10年間で39箇所の実施が見込まれています。

整備後は、活動団体を中心に、継続的に雑木林の保全・維持活動や自然観察会の開催等活用が行われており、森林の持つ公益的機能の維持増進につながっています。



事業実施箇所での活動の様子（豊橋市）



事業実施箇所での活動の様子（豊明市）

(里山林健全化整備事業)

市町村が行う集落周辺の放置された里山林の整備に対して、10年間で88箇所の支援が見込まれています。

竹の繁茂や枯損木が多い鬱蒼とした里山林を整備し、集落周辺の環境改善に役立つとともに、整備後の里山林は、地域住民が森と緑にふれあう場となり、森林の持つ保健文化機能の向上等に貢献しました。



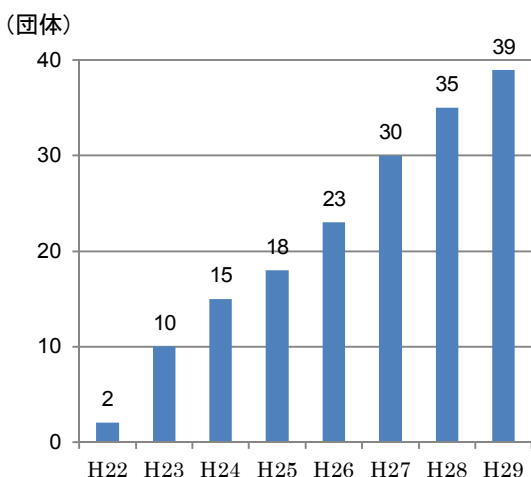
事業実施後の様子（長久手市）



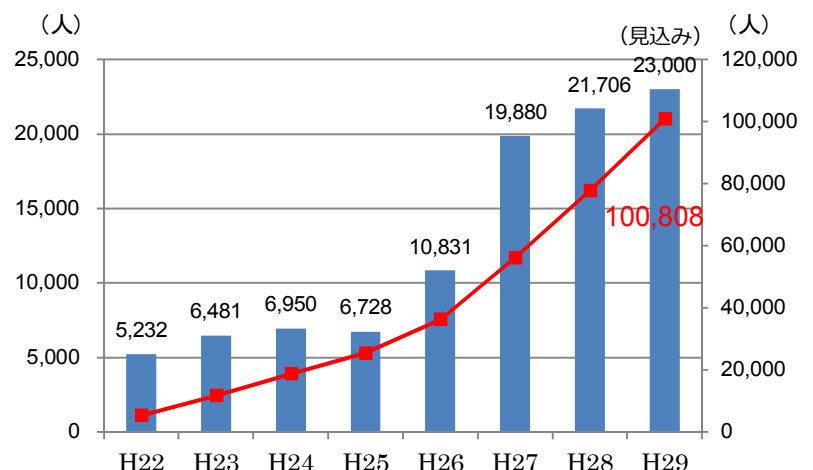
事業実施後の様子（豊田市）

これら事業で整備された里山林では、地域住民や活動団体による継続的な保全・活用の取組が行われています。

活動団体数は平成22年度にはわずか2団体だったのが、平成29年度には39団体に、活動の参加者は平成22年度には延べ5,000人程度であったのが、平成29年度には延べ23,000人（集計中）を超えるまでに増加しており、事業実施を契機に地域の里山林に対する関心が高まるとともに、保全・活用が進んでいます。



活動団体数



延べ参加者数 累計
活動参加者数

事業実施後の里山林保全・活用の状況

3 都市緑化推進事業

緑には環境改善や防災機能、景観形成、安らぎやレクリエーションの場の提供などの公益的機能があることから、都市の緑の保全、創出を進めてきました。加えて、緑化推進の必要性を広く県民に理解していただくために、住民や事業者等による主体的な緑化活動に対しても支援を行ってきました。

この成果として、次の4つの事業により10年間で97haの都市の緑の保全・創出を行う見込みです。また、10年間で延べ20万人の県民が緑化活動に参加する見込みであり、県民の緑化意識向上に貢献しました。

(身近な緑づくり事業)

都市に残された民有の貴重な樹林地について、開発による消失を防ぐために公有地化することにより積極的に保全を図る事業や、環境改善・延焼防止などの機能を有する新たな緑地及び緑化施設の創出を図る事業に10年間で125箇所助成する見込みで、都市の緑の保全・創出(36ha)に貢献しました。



樹林地保全(扶桑町)



緑地の創出(北名古屋市)



公共施設の屋上緑化(愛西市)



軌道敷緑化(豊橋市)

(緑の街並み推進事業)

民有地の建物や敷地の緑化に対して 10 年間で 999 件助成する見込みで、都市の緑の創出 (25ha) に貢献しました。



空地緑化 (岡崎市)



屋上緑化 (名古屋市)

(美しい並木道再生事業)

都市の顔となる地区において、10 年間で 147 箇所助成する見込みで、景観形成に資する美しい並木を再生 (10 年間の見込みで 83km) することに貢献しました。



(実施年度：平成 24 年度)



(平成 26 年)

並木道再生 (豊川市)

(県民参加緑づくり事業)

10 年間で 934 回助成する見込みで、県民が植栽体験や樹木講座などの緑化活動に参加 (10 年間の見込みで延べ 20 万人) しました。また、事業に参加した県民にアンケートを行った結果、85%の方が「森や緑の関心が高まった」と回答し、今後の活動についても 68%の方が「参加したい」と回答しており、県民の緑化意識向上に貢献しました。



県民参加による植樹祭 (名古屋市)



県民参加による園庭芝生化 (みよし市)

4 環境活動・学習推進事業

(1) 環境活動・学習推進事業

NPO やボランティア団体などの多様な主体が実施する自発的な森と緑の保全活動や、森と緑を社会全体で支えるという機運の醸成につながる環境学習の取組に要する費用を交付しました。10年間で921件の取組を行う見込みで、延べ64万人の県民が参加する見込みです。

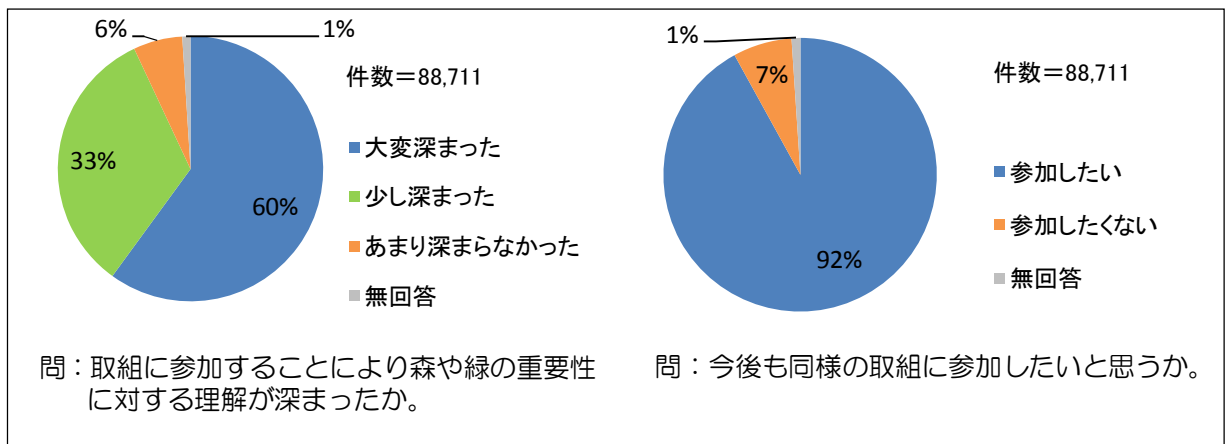


森・緑の育成活動の様子



森林文化の体験・学習の様子

参加者へのアンケート調査（平成21～29年度）では、9割以上が森と緑の重要性に対する理解が深まり、今後も同様の取組に参加したいと回答しており、県民の森と緑づくり活動に対する理解や継続的な参加意欲の醸成に寄与しています。



環境活動・学習推進事業の参加者アンケート結果

(2) 講習会及び活動発表・交流会

環境活動・学習推進事業の実施団体や新たに活動を始めようとする団体等に対し、県民が参加できる森と緑づくり活動の実施に必要な情報・ノウハウを提供する講習会を開催しました。

参加者へのアンケート調査では、97%が「講座の内容を自身の活動に活用できる」と回答しており、NPO等による環境活動・学習の発展やレベルアップに寄与しています。

また、活動発表・交流会は、交付金を活用した活動の発表や実施団体同士の相互理解を深める機会となっています。



講習会の様子



活動発表・交流会の様子

(3) 生態系ネットワーク形成事業

県内各地域において、大学、NPO、企業、行政等、多様な人々が連携して実施するビオトープの創出等の35件の取組に要する費用を交付する見込みです。その結果、生きものの生息生育空間をつなぐ、生態系ネットワーク形成の取組が県内各地域で展開され、生物多様性の保全が図られています。

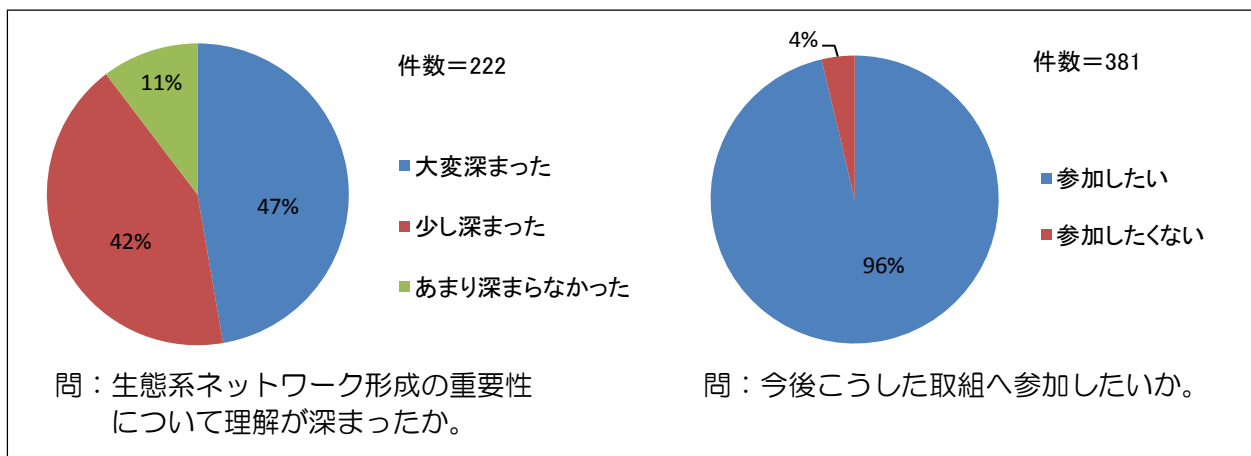


企業緑地内に整備した水辺ビオトープ



地域在来種の森づくり

参加者へのアンケート調査（平成26～29年度）では、約9割が生態系ネットワーク形成の重要性について理解が深まり、今後も同様の取組に参加したいと回答しており、県民の生態系ネットワーク形成に対する理解や、生物多様性保全の活動への参加意欲の醸成に寄与しています。



生態系ネットワーク形成事業の参加者アンケート結果

5 普及啓発事業

(1) 木の香る学校づくり推進事業

本事業により、県内 29 市町村の小中学校を対象に、県産木材製の学習机・椅子が 88,001 セット、県産木材製の下駄箱等の備品が 2,183 台導入される見込みです。

本事業により机・椅子等を導入した学校では、林業普及指導員が森林整備や木材利用についての講義を行うことで、森林の公益的機能や県産木材利用の意義について、理解が深まったものと考えられます。



県産木材製机・椅子を導入した小学校の様子

(2) 愛知県産木材利活用推進事業

市町村が行う間伐材の搬出促進対策への支援を 6 市町村、公共施設への県産木材製ベンチの導入に対する助成を 12 市町村に行いました。

この事業により、対象となる間伐材の搬出量が平成 25 年度より 3 割以上増加するとともに、県産木材製ベンチが地域住民の身近にあることで、木の良さの理解者が増え、県産木材利用の促進につながったものと考えられます。



間伐材の搬出促進（木の駅プロジェクト）



県産木材製ベンチの整備

(3) その他の普及啓発

県民の皆様へ、森と緑づくりの重要性やあいち森と緑づくり事業の取組を知っていただくために、森と緑づくり体感ツアーの開催や、様々なイベントでの PR など普及啓発に取り組みました。



体感ツアーの様子（間伐体験）

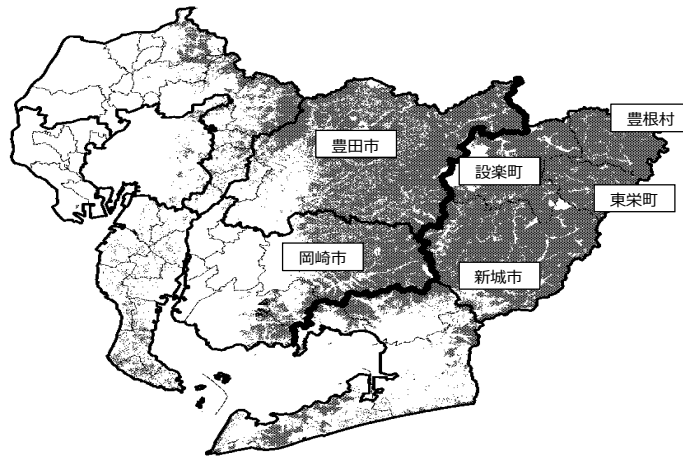


各種イベントでの PR

Ⅲ 森と緑を取り巻く現状

1 森林

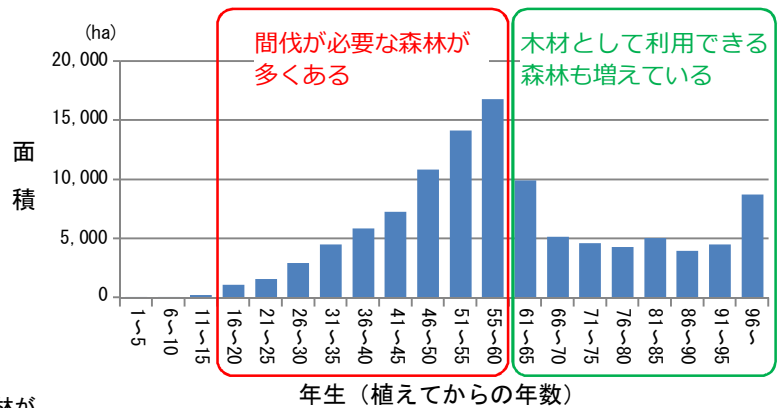
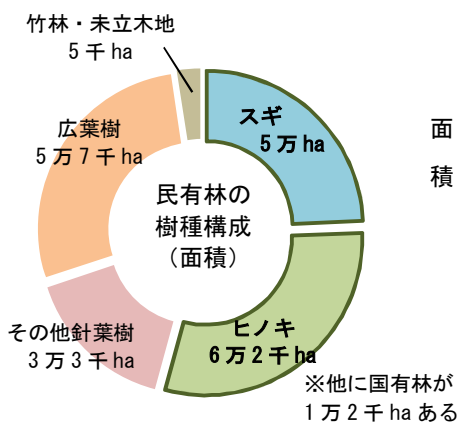
本県の森林面積は約 22 万 ha で、県土面積の 42%を占めています。森林の多くは、岡崎市、豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村にまたがる三河山間地域に分布しています。



愛知県内の森林（民有林）の分布

県内民有林のスギ・ヒノキ人工林は 11 万 2 千 ha で、このうち間伐が必要な 16～60 年生が 6 万 ha あることから、引き続き間伐を推進していく必要があります。

特に、近年は、風倒害や雪害などの自然災害が発生しており、これらへの対策も急務となっています。



県内民有林スギ・ヒノキ人工林の年別面積(H28)



平成 21 年台風 18 号による風倒害



平成 26 年大雪による雪害(雪折れ)

また、豪雨時の流木被害の軽減等の減災対策や、資源の有効活用の観点から、森林整備で発生した間伐材の搬出の推進が必要です。

さらに、豊田市に新たに製材工場が建設され、今後丸太の需要が高まることが予想されることから、これらの需要に対応し、間伐材を含め木材を安定供給することが、森林整備の推進につながるものと考えられます。



木材の運搬



豊田市に建設された製材工場(内部)

本県のスギ・ヒノキ人工林のうち、間伐が必要な時期を過ぎた61年生以上が40%を占めており、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるためにも、高齢化した森林を伐採、利用し、植栽する森林の若返りが必要です。

その際、無花粉・少花粉スギ・ヒノキや広葉樹苗(花粉症対策苗木)を植栽して、スギ・ヒノキ花粉の飛散量を減らすことで、花粉症対策に資することとなります。

花粉症対策苗木の植栽にあたっては、県内で二ホンジカの分布域の拡大・生息密度の増加が確認されていることから、植栽した苗木や若木を二ホンジカの食害から守るために獣害対策を併せて進める必要があります。



ヒノキ林の伐採



獣害防止柵の設置

都市近郊に広がる里山林は、かつて薪や炭、きのこ原木に利用されたコナラ林や、タケノコ採りや生活資材として利用された竹林が中心となっていますが、生活様式の変化により管理・利用が行われなくなっていました。

これまで行ってきた里山林整備事業により、一定程度、里山林の整備・保全が進みましたが、放置された里山林の保全を進めるためには、県民や地域の多様なニーズを捉え、県民協働の取組を進めていく必要があります。



ナラ枯れによる里山林の被害



竹の侵入による里山林荒廃

また、里山林には、森林環境学習や健康づくりの場、生物多様性保全など、地域の多様なニーズが寄せられており、多くの県民が里山林の保全活動に参加できる仕組みづくりを進めていくためにも、里山林の保全・活用に関する指導者の育成に取り組んでいく必要があります。



森林環境学習



女性向け森林講座

2019年度には、「『木材の利用』を山村と都市を繋ぐ架け橋とし、健全で活力ある『森林づくり』と『都市づくり』を進めていきます。」を開催理念とした、第70回全国植樹祭が本県で開催されます。木材の利用は、林業・木材産業を活性化するとともに、森林整備を促進し、森林の有する公益的機能の持続的な発揮につながることから、この開催理念を次代に引き継いで行くことが大切です。

このため、住宅や公共建築物、街並み等都市部への木材利用の取組を広げていくこととともに、森や緑を守り育む意識を醸成していくことが必要です。



大型の木造公共施設（新城市）



公共施設への木製品導入事例（名古屋市）

2 都市の緑

都市の緑は、まちに潤いを人に安らぎを与えてくれるとともに、環境の改善に資する身近で貴重な存在です。都市の緑には、樹林地や街路樹などが存在することにより得られる「存在価値」と、公園などの空間を利用することで得られる「利用価値」があり、それぞれが多様な機能を果たすことにより、様々な社会的ニーズに答えることができます。

社会的ニーズと対応する緑の機能・役割

分類	社会的ニーズ	緑の価値	緑地に求められる機能の例
環境面	環境共生社会	存在	温室効果ガスの吸収
		存在	ヒートアイランド現象の緩和
		存在	都市における生物多様性の確保
		利用	環境教育、自然とのふれあいの場
		利用	再生可能エネルギーの活用
社会面	安全・安心の確保 (防災・減災)	存在	大規模火災発生時における延焼防止
		存在	都市水害の軽減
		存在	津波被害の軽減
		利用	避難地・復旧活動拠点・帰宅困難者支援の場
		利用	災害伝承・防災教育の場
	健康・福祉の向上	利用	散歩、健康運動の場
		利用	子どもの遊び場、子育て支援
		利用	緑の景観形成によるストレス軽減
	地域のコミュニティの醸成	利用	人の集う場地域の活動の場（祭りなど）
利用		コミュニティ（ソーシャルキャタピル）の醸成	
利用		地域の自然観・郷土愛の醸成	
経済面	経済・活力の維持	存在	良好な環境・景観形成による不動産価値の向上
		存在	良好な環境・景観形成による都市の魅力・競争力の向上
		利用	都市農業の振興（生物資源の生産の場）
		利用	観光振興

出典：平成28年 これからの社会を支える都市緑地計画の展望
(国土技術政策総合研究所)

国の社会資本整備審議会 の報告(平成14年)によると、ゆとりと潤いにあふれる都市として望ましいとされる緑地の整備水準は、市街地の概ね30%以上とされています。しかし、愛知県が平成29年に行った広域緑地計画基礎調査によると、本県の市街化区域内の都市の緑被率（土地の面積割合のうち緑地の割合）は平成28年度時点で約13%に留まっています。また、市街化区域内のうち樹林地、草地の面積の変遷を見ると、平成23年から平成28年までの5年間に1,234ha、年平均では約247haの緑地が減少しています。

愛知県の緑被率の変遷（%）

区域 \ 時点	平成23年	平成28年
都市計画区域	53.3	52.0
市街化区域	15.4	13.0

このように都市の緑は年々減少傾向にあり、都市の緑を守り、増やす事業に取り組んでいく必要があります。とりわけ、市街地の多くの部分を占める民有地において、緑を保全し、増やしていく必要があります。民有地緑化を進めるためには、多くの県民が緑づくりに参加していただく取り組みや、緑の良さや緑に触れる楽しさを知ってもらうための効果的な普及啓発等の取り組みにより、県民の都市の緑に関する理解、意識の向上を図ることが必要です。



存在価値



利用価値

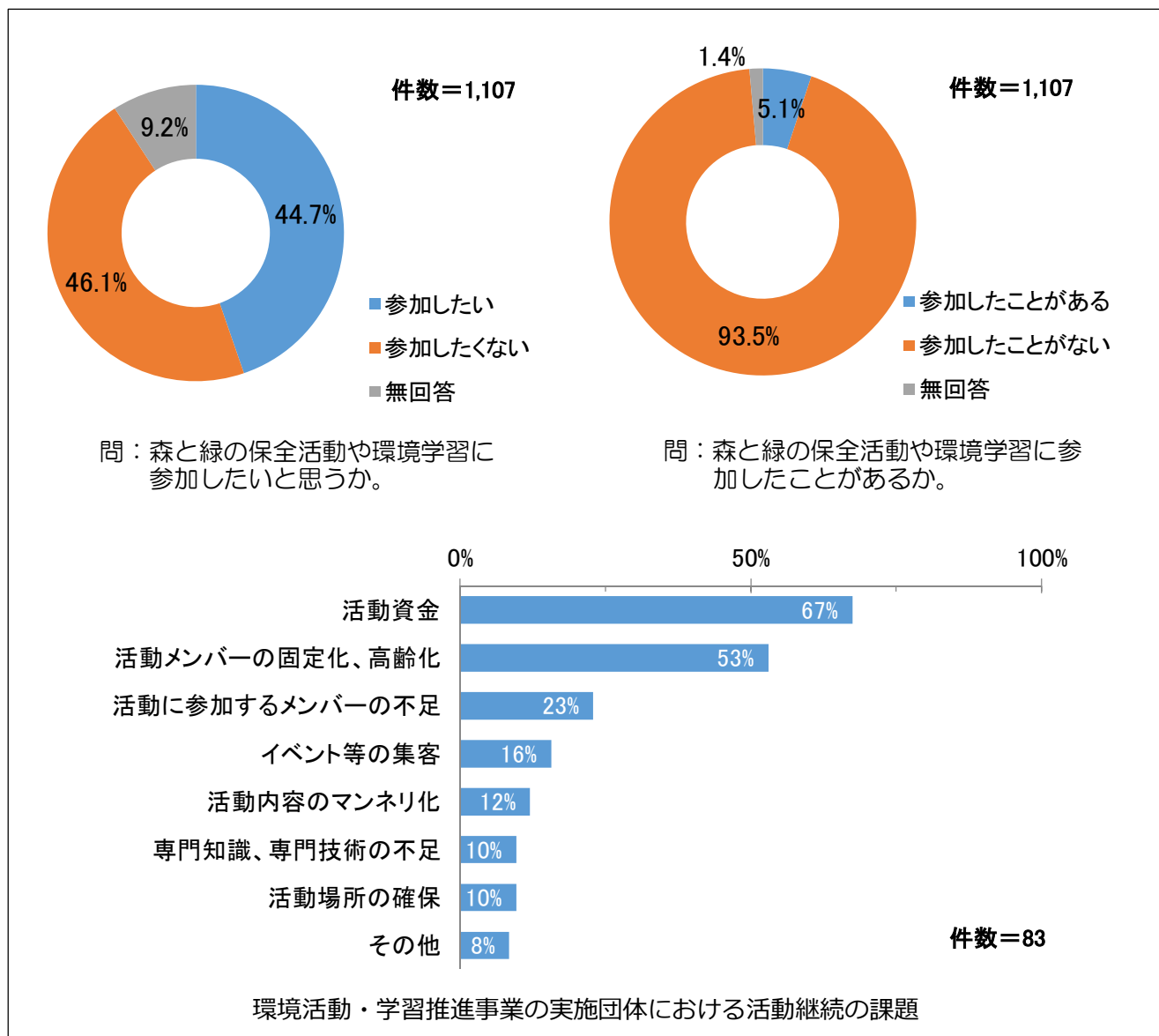
3 県民の意識・活動

(1) 環境活動・学習の推進

森と緑の持つ様々な公益的機能の発揮のため、森林・里山林・都市の緑の整備や保全を進める上では、公共を中心とした森林・里山林整備事業や都市緑化事業とともに、県民や地域との協働による取組の広がりが重要です。

しかしながら、アンケート調査の結果では、約4割が森と緑の保全活動や自然観察会などの環境学習に参加したいと思う一方、実際に参加した人は1割未満にとどまっています。また、森と緑の保全活動は、多様な主体が長期間にわたって継続的に実施することが重要ですが、地域団体やNPO等は財政基盤や組織が脆弱な団体が多いことが課題となっています。さらに、地球温暖化の防止といった課題に対応するためには、未利用間伐材を幅広く活用する活動も支援する必要があります。

このため、より多くの県民に森と緑の活動への参加を促し、実践につなげるため、引き続き、活動の実施に必要な情報・ノウハウの提供や資金面での支援が必要です。



(出典) あいち森と緑づくり事業評価報告書(平成30年5月策定)

(2) 生態系ネットワークの形成

県内各地域の生態系を回復・維持していくためには、長期的な視点の下で、森から都市の緑までその地域本来の自然環境を保全・再生してつなげていくことが重要です。

これまで、県民や事業者、NPO、大学等の多様な主体が連携・協働して、生物多様性の保全に取り組む「生態系ネットワーク協議会」が県内の9つの地域で設立されており、県内各地域で生きものの生息生育空間をつなぐ生態系ネットワークの形成に資する取組を進めてきました。一方で、生態系ネットワーク協議会から、ビオトープ設置等の取組の成果が見えにくいという意見があがっており、いかに取組の成果を把握し、今後の取組にフィードバックさせていくかが課題となっています。

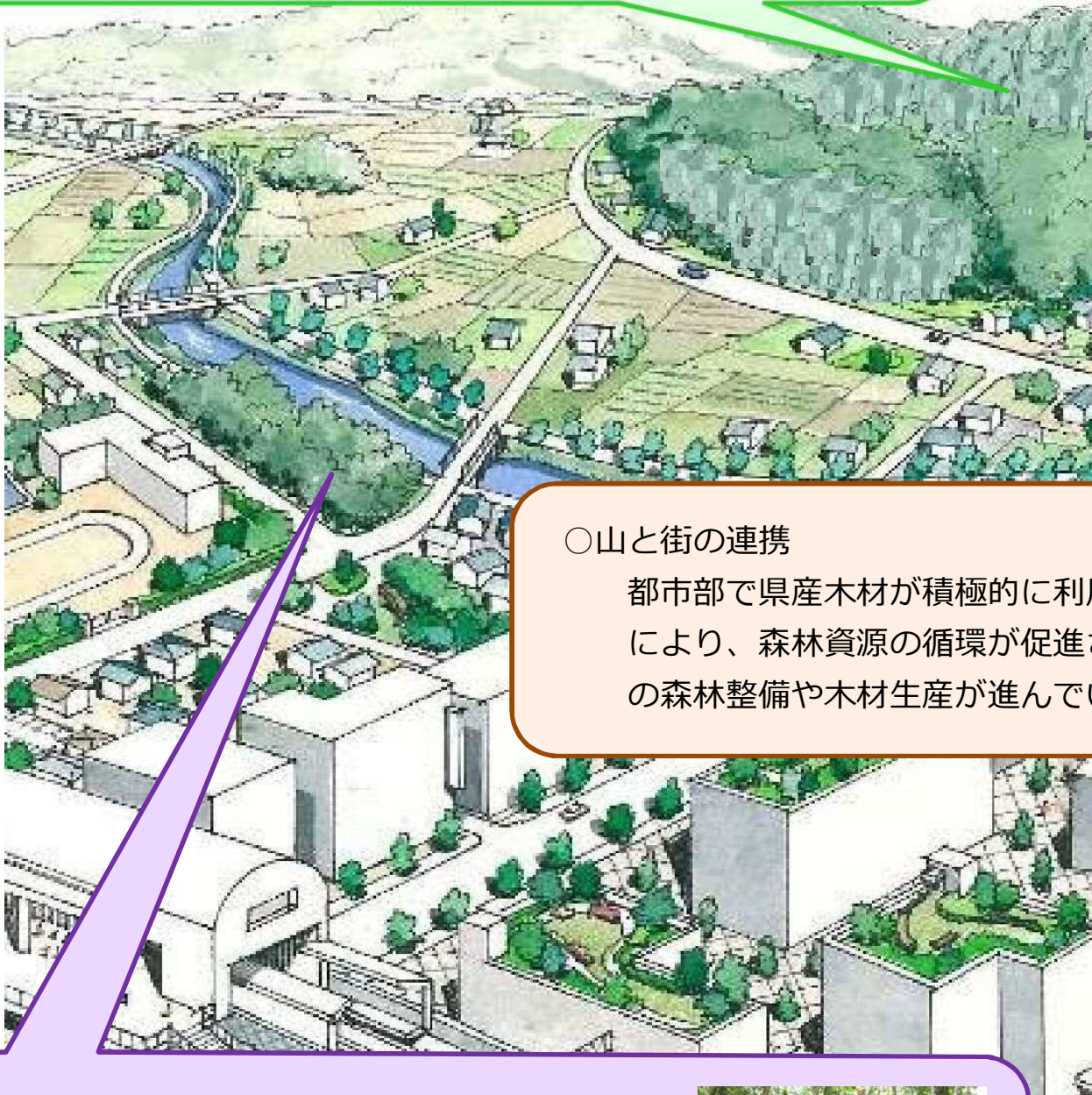
今後は、これまでの取組を踏まえて更なる展開を図るために、生態系ネットワーク形成の取組の成果を「見える化」し今後の取組に反映するとともに、さらに多くの県民の参加を得て、取組の輪をさらに広げていく必要があります。

IV 将来に目指す姿

あいち森と緑づくり事業の実施により、将来の森と緑は次のような姿を目指します。

○スギ・ヒノキ人工林

適切な手入れがなされ、水源かん養や山地災害防止などの公益的機能が持続的に発揮されている。



○山と街の連携

都市部で県産木材が積極的に利用されることにより、森林資源の循環が促進され、山の森林整備や木材生産が進んでいる。

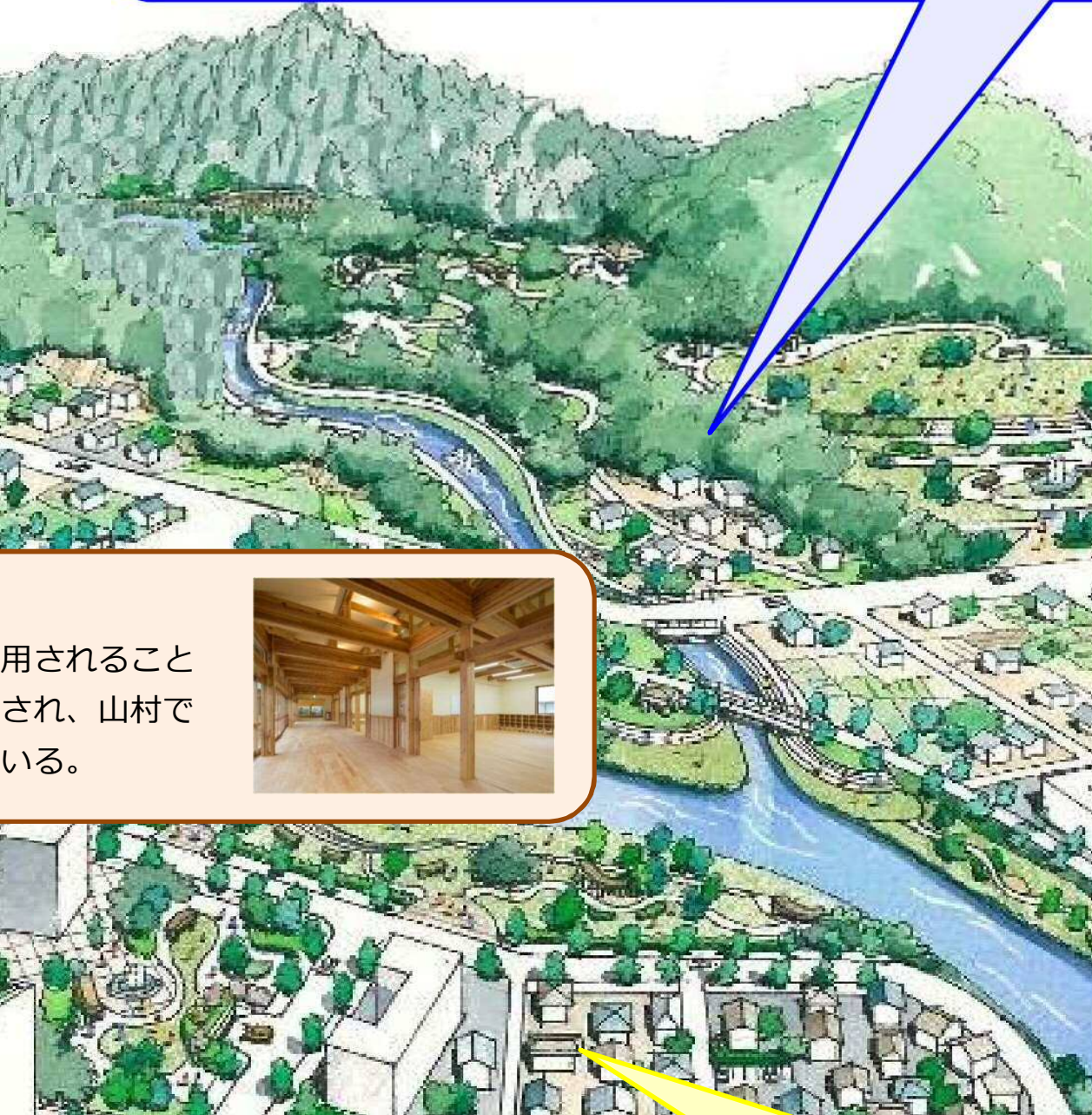
○県民の意識・活動

県民一人ひとりに森と緑を守る意識が浸透し、家庭・学校・企業・地域などあらゆる場において森と緑を支える活動や学習が広く実践されている。



○都市近郊の里山林

地域住民等による保全が行われ、レクリエーションや森林環境学習の場として活用されている。



用されること
され、山村で
いる。



○都市の緑

都市の緑が保全・創出・活用され、人々に潤いとやすらぎを与え、都市環境の向上に貢献している。

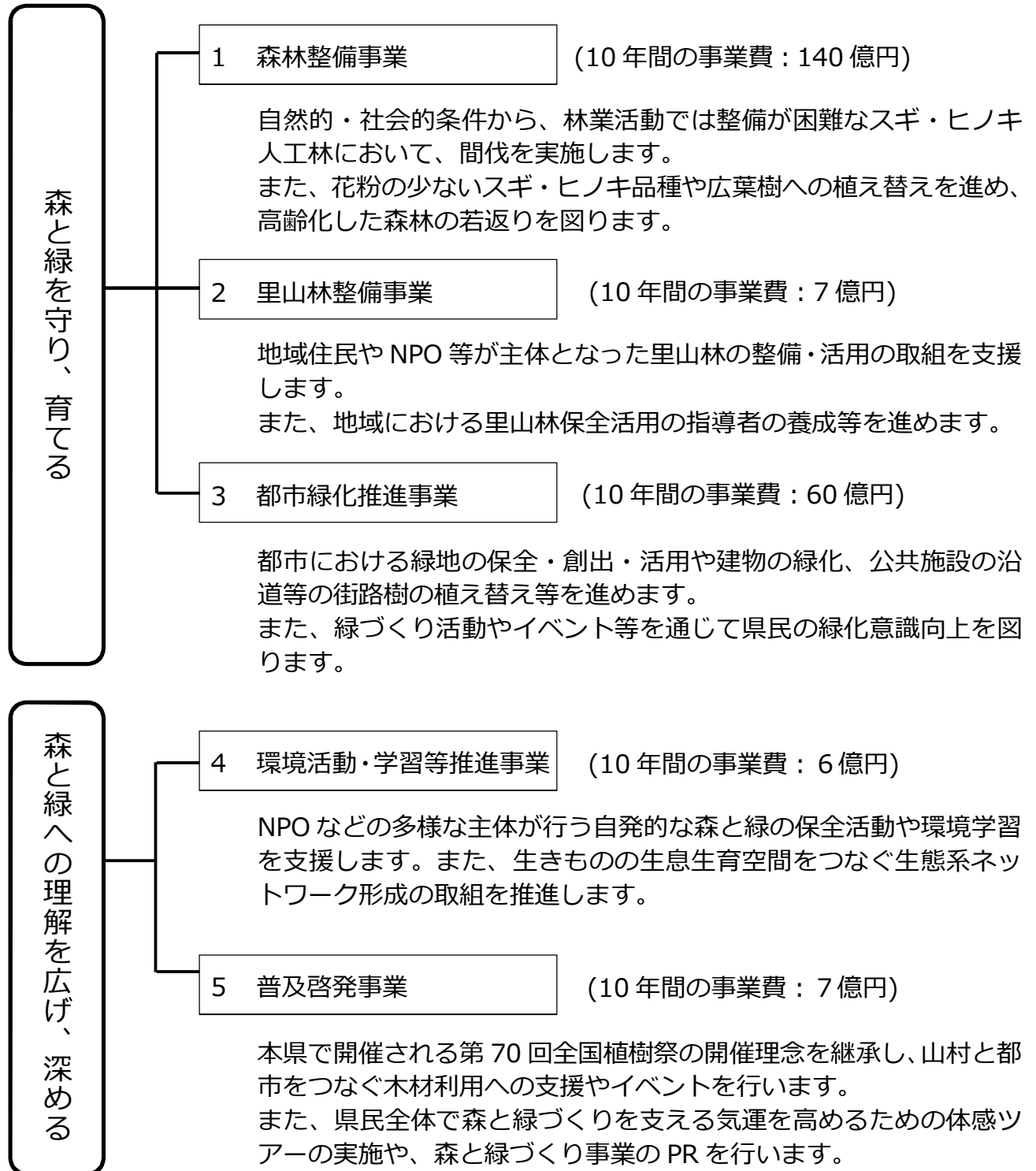


V 施策体系

森と緑が有する公益的機能を適切に発揮させるため、5つの事業を実施し、「山から街まで緑豊かな愛知」をめざします。

施策の柱

取組内容 (10年間の総事業費：220億円)



VI 本計画における事業量

「将来に目指す姿」の実現のために、それぞれの事業分野における今後 10 年間の事業量を、以下のとおり設定しました。

事業	項目	10年間の実施事業量
森林整備事業	スギ・ヒノキ人工林 間伐面積	16,000ha
	高齢化した森林の少 花粉苗への植替面積	450ha
里山林整備事業	里山林整備箇所数	40箇所
都市緑化推進事業	都市緑化推進への 取組件数	2,385件
環境活動・学習等推進事業	多様な主体による環 境活動・学習や生態系 ネットワーク形成の 取組への交付件数	820件
普及啓発事業	PR効果の高い木造・木 質化等への支援件数	20件

各事業の取組状況は、毎年度事例報告として取りまとめ、インターネット等を利用して公開し、県民の皆様に周知することとします。

Ⅶ 事業内容

1 森林整備事業

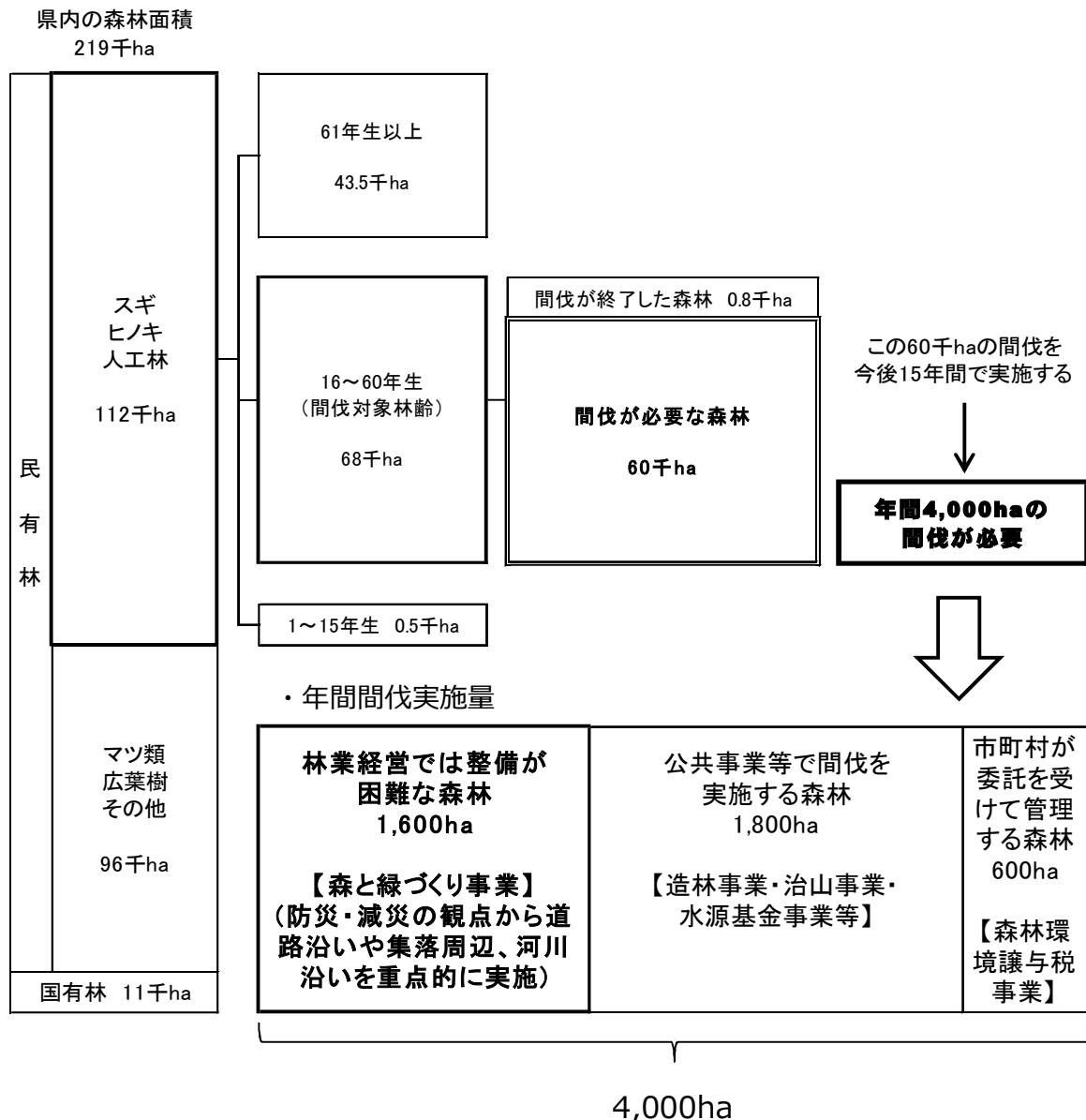
【事業の概要】

林業活動では整備が困難で、手入れの遅れているスギ・ヒノキ人工林の間伐を、県が主体となって進めることにより、森林が持つ水源かん養や災害防止等の公益的機能を適切に発揮させることを目指します。

また、森林の持つ公益的機能を、将来にわたって持続的に発揮させるため、高齢化したスギ・ヒノキ人工林の主伐後に行う花粉症対策苗木の植栽や、植栽後の獣害対策及び保育に対して支援することにより、森林の若返りと花粉発生源対策を進めます。併せて、花粉症対策苗木を安定して供給するため、供給体制の強化等にも取り組みます。

(1) 人工林整備事業

【事業対象森林の考え方】



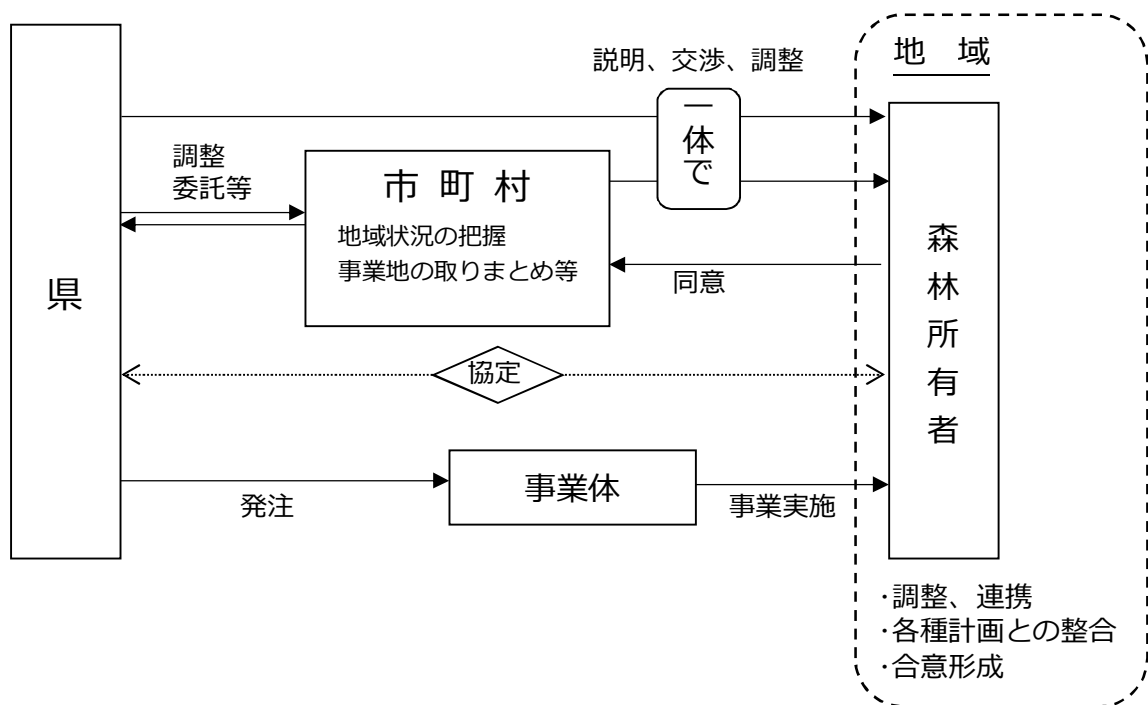
【事業内容】

防災・減災やライフライン確保の観点から、道路や人家への倒木、落枝や倒木による配電線の切断等の危険性が高く、早急に整備が必要な道路沿い・集落周辺や、流木対策のため間伐が必要と認められる河川沿いの森林の整備を重点的に進めていきます。

事業対象地	内 容	全体事業量
<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業活動では整備が困難な森林（但し、市町村に管理が委託される森林は除く） ・ 16～60年生のスギ、ヒノキ人工林 ・ 原則として公有林は除く ・ 原則として保安林は除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査、測量等 ・ 強度の間伐（原則 40%以上） ・ 伐採木の整理（作業性、安全性の向上、下層植生の進入促進等のため） ・ 必要に応じて作業道の整備（作業効率向上等のため） ・ 公道沿い・集落周辺・河川沿いは原則として安全な場所までの伐採木の移動 	16,000ha

※事業の実施にあたり、森林所有者は、事業実施箇所の 20 年間の皆伐や転用を行わない旨の協定を県と締結する。

【事業の進め方】



(2) 次世代森林育成事業

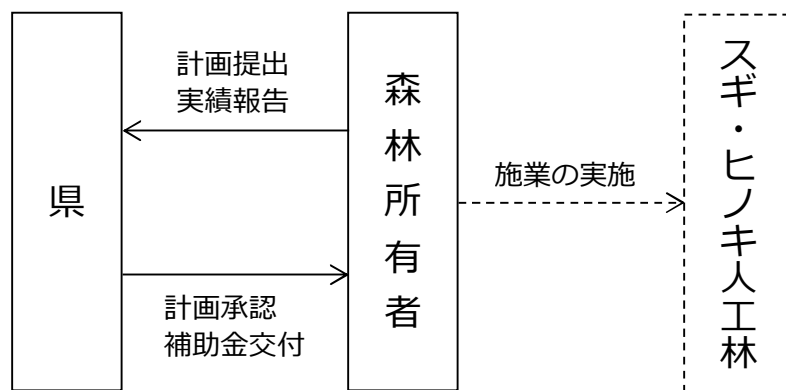
ア 次世代森林育成事業

【事業内容】

スギ・ヒノキ在来品種を主伐した跡地において、森林所有者等が行う以下の施業に対して定額補助を行います。

区 分	内 容	全体 事業量
①植栽	・ 県が認めた花粉症対策苗木（無花粉・少花粉スギ・ヒノキや広葉樹の苗）の植栽 ・ 1,500本/ha 植えを標準とする	450ha
②獣害対策	・ ①の植栽を実施した箇所における県が認めた規格での獣害防止柵の設置	
③下刈	・ ①の植栽を実施した箇所における植栽後5年間の下刈 ・ 坪刈りを標準とする	
④除伐	・ ①の植栽を実施した箇所における下刈後の除伐（不用木の除去、不良木の淘汰）	

【事業の進め方】



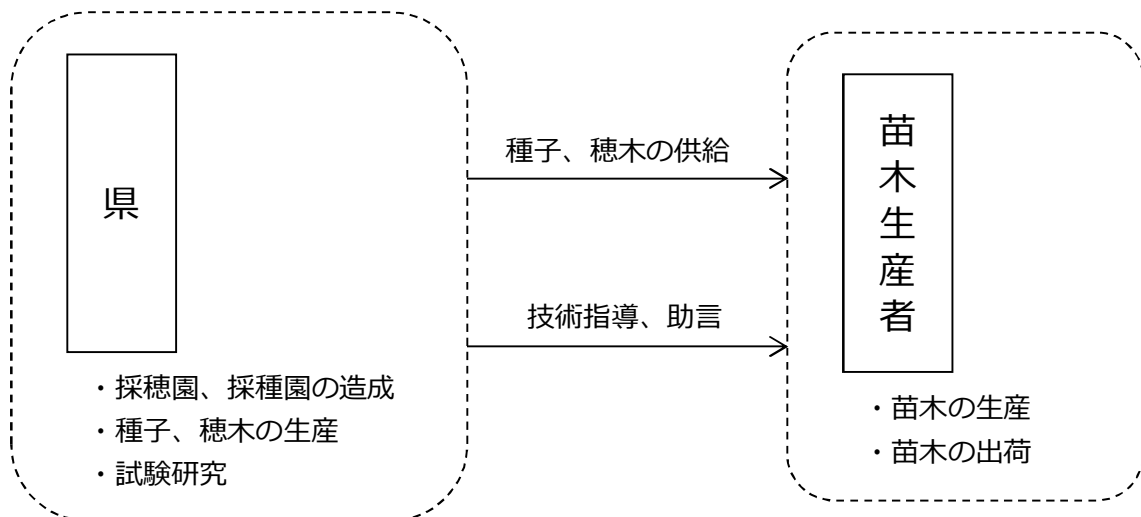
イ 花粉症対策苗木安定供給事業

【事業内容】

無花粉・少花粉スギ・ヒノキや広葉樹の苗といった花粉症対策苗木を安定的に供給するため、採穂園等を整備し、種子等の増産を図ります。

- ・採穂園、採種園の造成
 - 無花粉スギ採穂園の造成 0.5ha
 - 少花粉ヒノキ採種園の造成 2 棟
 - 広葉樹採種園の造成 0.7ha
- ・採穂園、採種園の管理
- ・花粉症対策苗木生産技術向上のための試験研究

【事業の進め方】



一般的なスギ品種（左）と少花粉スギ（右）の雄花の着生状況

2 里山林整備事業

【事業の概要】

手入れが行き届かず、公益的機能が低下した都市近郊の里山林を、地域住民や NPO 等が保全・活用する取組に対して支援を行うことで、生活環境の保全や生物多様性の保全等の公益的機能を適切に発揮させるとともに、環境学習や保全活動の場として活用するなどの地域のニーズに応えていきます。

また、里山林保全・活用の取組に多くの県民が安全に、安心して参加できるようにするため、里山林における活動を実践する能力を備えた指導者の育成や、多様な団体等による連携、交流を推進します。

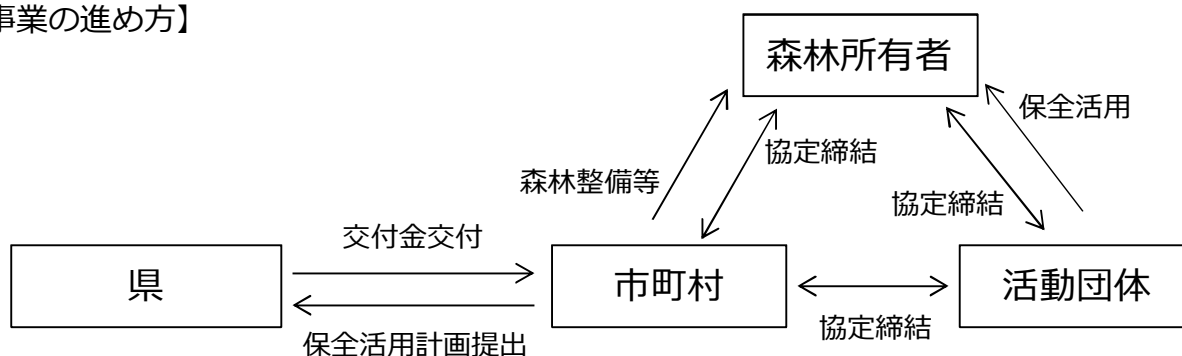
(1) 提案型里山林整備事業

【事業内容】

地域の特性やニーズに応じて、地域住民や NPO 等の保全活用を前提とした里山林の整備を行います。

事業対象地	内 容	全体事業量
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落周辺等の天然林等で、長期間手入れのされていない森林 ・ 整備後、地域住民や NPO 等の活動団体による保全活用が計画されている森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林調査、測量 ・ 地域住民等では実施が困難な森林整備 ・ 施設整備（管理道、作業小屋、森林整備機材等） ・ 上記に附帯する事業 	40 箇所

【事業の進め方】



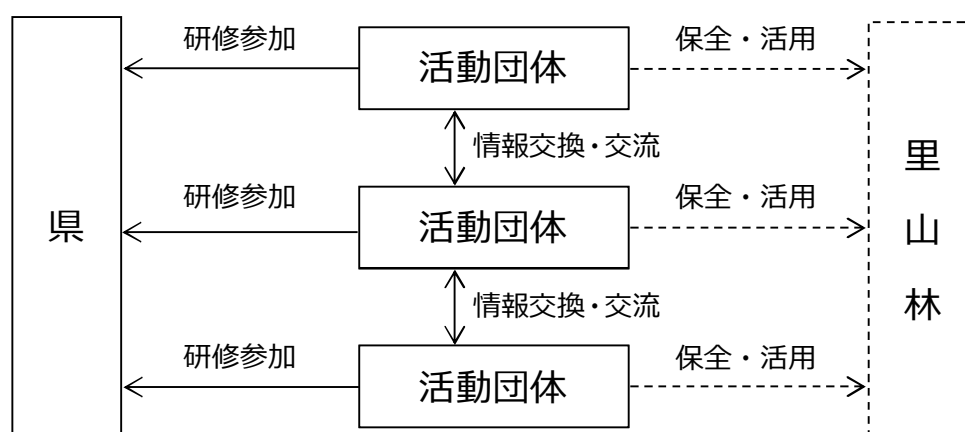
(2) 里山林保全活用指導者養成事業

【事業内容】

里山林保全活用に関する知識・技能を取得し、地域の里山林保全活動のリーダーとなる指導者の養成や、森林・里山林に関わる多様な人材・情報のネットワーク化を図る活動報告会の開催等を行います。

区分	対象者	内 容	全体 事業量
里山林保全活用指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・提案型里山林整備事業に採択された活動団体の構成員 ・新たに提案型里山林整備事業に応募しようとする者 	<ul style="list-style-type: none"> ・里山林保全活用方針の立案 ・森林、里山林の整備実習 ・森林、里山林の資源活用実習 等	300人
地域活動団体ネットワーク形成	<ul style="list-style-type: none"> ・里山林保全活用指導者養成研修を修了した者が所属する活動団体 ・里山林保全活用に取り組む者 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告・交流会 等	10回

【事業の進め方】



3 都市緑化推進事業

【事業の概要】

都市における緑地の保全・創出・活用や建物の緑化、公共施設の沿道等の街路樹の植え替え等により、都市緑化の推進を図ります。

また、都市緑化を推進するためには、県民参加による都市緑化の必要性を広く県民に理解していただくことが大切であるため、県民参加による緑化活動に対する支援や普及啓発等の取り組みを行います。

(1) 身近な緑づくり事業

【事業内容】

市街化区域及びその周辺に残された貴重な民有の既存樹林を市町村が買い取る場合、その用地費及び園路、ベンチ、案内板及び自然解説板などの施設整備に対して支援します。また、密集市街地等に環境改善機能や延焼防止などの防災機能を有する新たな緑地を創出する場合、その用地費及びこの緑地の創出や活用のために必要な植栽、土壌改良、園路、ベンチ、案内板及び自然解説板などに対して支援します。

内容	全体 事業量
・市街化区域等の民有樹林地の市町村有地化 ・市街地等の緑地整備	125 箇所

(2) 緑の街並み推進事業

【事業内容】

民有地の敷地又は建築物で、公開性のある緑地、優良な緑地、都市環境の向上に資する緑地など質の高い緑化（屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化など）や既存民有樹林地を広く開放するために要する園路整備等を実施する者に対し、県が市町村にその費用を交付して、市町村から実施者に対して支援します。

内容	全体 事業量
・市街化区域等の民有地の建物や敷地の緑化を進めるために、市町村が定めた緑化施設評価に基づく優良な緑化事業 ・市街化区域等において、民有の既存樹林地を広く開放するために園路整備等を行う民有樹林地活用型事業	1,100 件

(3) 美しい並木道再生事業

【事業内容】

駅・公園・役場等の公共施設沿道又は近隣において、その地域の顔となる美しい並木道を再生するため、街路樹の植え替え、植樹柵の改修、土壌改良、歩道の透水性舗装等に要する費用を市町村に支援します。

内容	全体事業量
・沿道又は近隣に公共施設（駅・公園・役場等）を有する市町村及び県管理道路を、その地域の顔となる美しい並木道へと再生する事業	150箇所

(4) 県民参加緑づくり事業

【事業内容】

県民参加による樹林地整備、植樹、ビオトープづくりなどの緑づくり活動、体験学習や都市緑化の普及啓発を、市町村が実施するのに必要な費用を支援します。さらに市民団体等が公有地で緑づくり活動、体験学習や都市緑化の普及啓発を実施し、これに市町村が助成する場合は、その費用を支援します。また、緑の活動を実施する市民団体等を育成するため、市町村が市民団体等への活動に講師を派遣する費用等を支援します。

なお、市民団体等が県有地で緑づくり活動、体験学習や都市緑化の普及啓発を実施する場合は、県から直接市民団体等に対して支援します。

内容	全体事業量
・県民参加による樹林地整備や植栽等の緑づくり活動、体験学習や都市緑化の普及啓発を実施 ・緑の活動を実施する市民団体等育成のための講師派遣	1,010件

4 環境活動・学習等推進事業

(1) 環境活動・学習推進事業

【事業の概要】

森と緑を健全に維持していくため、NPO やボランティア団体などの多様な主体が行う自発的な森と緑の保全活動や、森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成する環境学習を支援し、その取組の一層の進展を図ります。

ア 交付金事業

【事業内容】

NPO やボランティア団体など多様な主体が行う自発的な森と緑の保全活動や環境学習に関する取組に要する経費について、交付金を交付します。

区分	内容	全体事業量
①森・緑の育成活動事業	多様な生態系の保全やふれあいの場の創出など、健全な緑を保全・育成するための事業又は同取組を新たに立ち上げるために必要な事業	750 件
②水と緑の恵み体感事業	山・川・海のつながりや人をはじめとした生物が享受している水と緑の恩恵を学ぶ事業	
③森林生態系保全の学習事業	森林生態系の保全の大切さや手法を学ぶ事業	
④太陽・自然の恵み学習事業	地球温暖化対策等に役立つ緑の生育や木質バイオマスの利用等を通じて太陽や自然の恵みについて学ぶ事業	
⑤独自提案による環境保全活動・環境学習事業	上記①～④に該当しない創意工夫を凝らした独自の生物多様性に関連した環境保全活動及び環境学習	

イ 講習会及び活動交流・発表会

【事業内容】

本事業の実施団体や新たに活動を始めようとする団体等に対し、県民が参加できる森と緑づくり活動に必要な情報・ノウハウを提供するため、講習会を実施します。

また、交付金を活用した活動の発表や事業実施団体同士の相互理解を深めるための機会を提供するため、活動交流・発表会を開催します。

(2) 生態系ネットワーク形成推進事業

【事業の概要】

森から都市の緑まで地域本来の自然環境を保全・再生してつなげ、「生態系ネットワーク」の形成を推進していくために、生態系ネットワーク協議会を中心に多様な主体が連携して実施する、地域の特性を踏まえたビオトープを創出・維持する事業を支援するとともに、県内各地における生物の生息状況のモニタリング調査を行い、県全域にわたって生きものの生息生育空間のつながりを強化（保全・再生・創出）していきます。

ア 交付金事業

【事業内容】

県民、事業者、NPO等の地域の様々な立場の人々の協働による、ビオトープの創出、維持・向上等の生態系ネットワーク形成に要する経費に対し、交付金を交付します。

区 分	内 容	全体 事業量
ビオトープ 創出事業	水辺や樹林地など生物の生息生育空間を新たに創出し、地域の生態系ネットワーク形成を進める事業	70 件
ビオトープ 維持・向上事業	すでにある生物の生息生育空間を整備し、質の維持・向上を図る活動により、地域の生態系ネットワーク形成を進める事業	
調査事業	ビオトープ創出、維持・向上の実施にかかる生態系ネットワーク形成のための調査事業	

イ モニタリング調査事業

【事業内容】

生態系ネットワークの形成状況を把握するため、生態系ネットワーク協議会を中心に県内各地における生きものの生息生育状況を調査し、指標となる生きものの種類、数、位置などを記録することで、生態系ネットワーク形成の取組の成果を「見える化」します。

5 普及啓発事業

【事業の概要】

2019 年度に本県で開催される第 70 回全国植樹祭の開催理念「『木材の利用』を山村と都市をつなぐ架け橋とし、健全で活力のある『森林づくり』と『都市づくり』を進めていきます」を次代に引き継いでいくため、都市部における県産木材の利用促進や森と緑づくりへの理解を深めるためのイベントに取り組みます。

また、あいち森と緑づくり事業を、広く県民の皆様に周知し、森と緑を県民全体で支える意識を醸成する取組を進めます。

(1) 第 70 回全国植樹祭開催理念継承事業

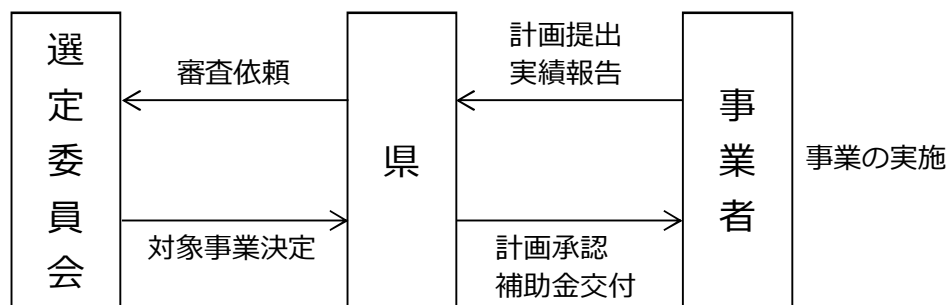
ア 木の香る都市づくり事業

【事業内容】

全国植樹祭の開催理念を引き継ぎ、都市部の木質化を通じ、県民の森と緑に対する理解を深めるため、広域的な観点でモデル性が高く、PR 効果の高い木材利用に対して支援します。

- ・一般の県民が気軽に利用できる民間施設等での県産木材を利用した木造化、内装木質化、木製備品の導入経費の補助（ただし、国庫補助事業の対象施設は除く）
- ・補助対象は、外部有識者や専門家等で構成される事業選定委員会を設置し、事業の実施効果等を審査し、決定する。

【事業の進め方】



イ 全国植樹祭開催理念継承イベント開催事業

【事業内容】

次代を担う小中学生を始めとする一般県民を対象に、全国植樹祭の開催理念を継承し、森と緑づくりへの理解を深めるためのイベントを開催します。

- ・全国植樹祭の植樹苗木のスクールステイの取組を継承させる等により、森と緑づくりに対する理解を深める
- ・緑化推進及び全国植樹祭の開催理念を普及させるため、従来の県植樹祭を拡充し、森と緑づくりへの理解を深める。

ウ 全国植樹祭開催理念植樹会場等保全管理事業

【事業内容】

第 70 回全国植樹祭の開催理念を身近に感じてもらうため、植樹祭で植樹された樹木の保育や獣害対策等を行う。

(2) 理解促進・意識醸成事業

【事業内容】

- ・体感ツアーの実施

森や緑の現状を県民の皆様へ直接、見て、体験いただき、森と緑づくりへの理解を一層深めていただくことを目的としたバスツアーを開催

- ・各種イベントでの PR

森と緑づくりの必要性やあいち森と緑づくり事業の取組を、様々なイベントで普及啓発

- ・事業 PR パンフレットの配布

Ⅷ 事業の推進体制と評価

事業を推進するにあたっては、県の関係部局、市町村を始めとした関係機関との連携が重要であるとともに、県民の理解と協力が不可欠です。本事業を効果的に推進するための体制を整備し、計画的な実施に努めます。

1 事業の推進体制

ア 市町村等との連携

事業を計画的かつ効率的に実施するためには、地域の実情やそれぞれに異なる地域の意向等に沿った事業展開をする必要があります。このため、これらにより精通した市町村を始めとする地元地域の関係者と連携、調整し、協力を得ながら実施していきます。

イ 庁内連絡調整会議

あいち森と緑づくり事業の計画策定・事業実施に関することやあいち森と緑づくり基金の運用に関する事などについて、庁内関係課室により構成される「あいち森と緑づくり事業推進庁内連絡調整会議」を開催し、連絡調整を行い、施策の計画的な推進を図ります。

2 事業の評価

ア 事業報告書の作成

各事業の取組状況や優良事例などを取りまとめた事業報告書を毎年度作成し、進行管理を行います。

イ あいち森と緑づくり委員会

あいち森と緑づくり事業の計画、進捗及び実績の評価等に対する意見を聴取し、事業の効果的な推進を図るため、「あいち森と緑づくり委員会」を開催します。

委員は10名以内として、有識者、森や緑づくり活動団体の代表者の他、公募による県民の方を選任し、年3回程度開催します。

参考資料

あいち森と緑づくり税条例

平成二十年愛知県条例第2号

(目的)

第一条 この条例は、森林及び里山林の荒廃並びに都市の緑の喪失が進む中、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能がもたらす恩恵をすべての県民が享受していることにかんがみ、その公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり税として、愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例を定めることを目的とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成二十一年度から平成三十九年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の六の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成二十一年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の十四第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十二条の十四第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第2号）第三条第一項」とする。

(基金への積立て)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額を、あいち森と緑づくり基金（あいち森と緑づくり基金条例（平成二十年愛知県条例第5号）に基づくあいち森と緑づくり基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 平成二十六年度から平成三十九年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に係る第二条の規定の適用については、同条中「第四十二条の六」とあるのは、「第四十二条の六及び附則第二十四条の五」とする。

<以下略>

あいち森と緑づくり基金条例

平成二十年愛知県条例第5号

(設置)

第一条 森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額の合計額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

- 一 あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第2号）第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- 二 前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額

(基金への繰入れ)

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、すべて基金に繰り入れなければならない。

(運用)

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する施策のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。